

## 福岡市発達障がい者支援地域協議会設置要綱

## (設 置)

第 1 条 発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）に規定する発達障害者（以下「発達障がい者」という。）の乳幼児期から成人期までの各ライフステージにおいて、支援に関わる関係機関が相互の連絡を図ることにより、地域における発達障がい者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議するため、発達障害者支援法第 19 条の 2 に基づく福岡市発達障がい者支援地域協議会（以下「支援地域協議会」という。）を設置する。

## (協 議 事 項)

第 2 条 支援地域協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 発達障がい者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する、一貫した支援体制のあり方に関する事
- (2) 発達障がい者の支援に関わる関係機関等の連携に関する事
- (3) 地域における発達障がい者の支援体制に関する課題の情報共有を行い、地域の実情に応じた支援体制の整備に関する事
- (4) その他、発達障がい者の支援の充実に必要な事項に関する事

## (組 織)

第 3 条 支援地域協議会は、学識経験者、医療、保健、福祉、教育、労働、親の会、発達障がい者支援センター及び関係行政機関の管理責任者等の関係者により組織する。

## (任 期)

第 4 条 委員の任期は、発令の日から 2 年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

## (会 長 及 び 副 会 長)

第 5 条 支援地域協議会には、会長及び副会長 1 人を置き、会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により、それぞれ定める。

- 2 会長は委員会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会 議)

第 6 条 会長は、支援地域協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 支援地域協議会の議事は出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (会 議 の 公 開)

第 7 条 会議は原則として公開する。ただし、会議における審議の内容が、福岡市情報公開条例第 7 条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであると認めるとき、又は、会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、会長は非公開とすることができるものとする。

(幹事会)

第8条 支援地域協議会の下に、発達障がい者支援に係る関係機関連携の具体的な課題等を協議するため、発達障がい者支援地域協議会幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、発達障がい者の支援に関する事業に従事する者により組織する。
- 3 幹事会には、幹事長を置き、幹事長は発達障がい者支援センター所長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長は幹事会を招集し、これを主宰する。
- 5 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(意見聴取)

第9条 支援地域協議会及び幹事会において必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第10条 支援地域協議会の事務局は、こども未来局こども発達支援課に置く。

- 2 幹事会の庶務は、福岡市発達障がい者支援センターにおいて行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるものの他必要な事項については、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月31日から施行する。

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

この要綱は、令和2年6月22日から施行する。